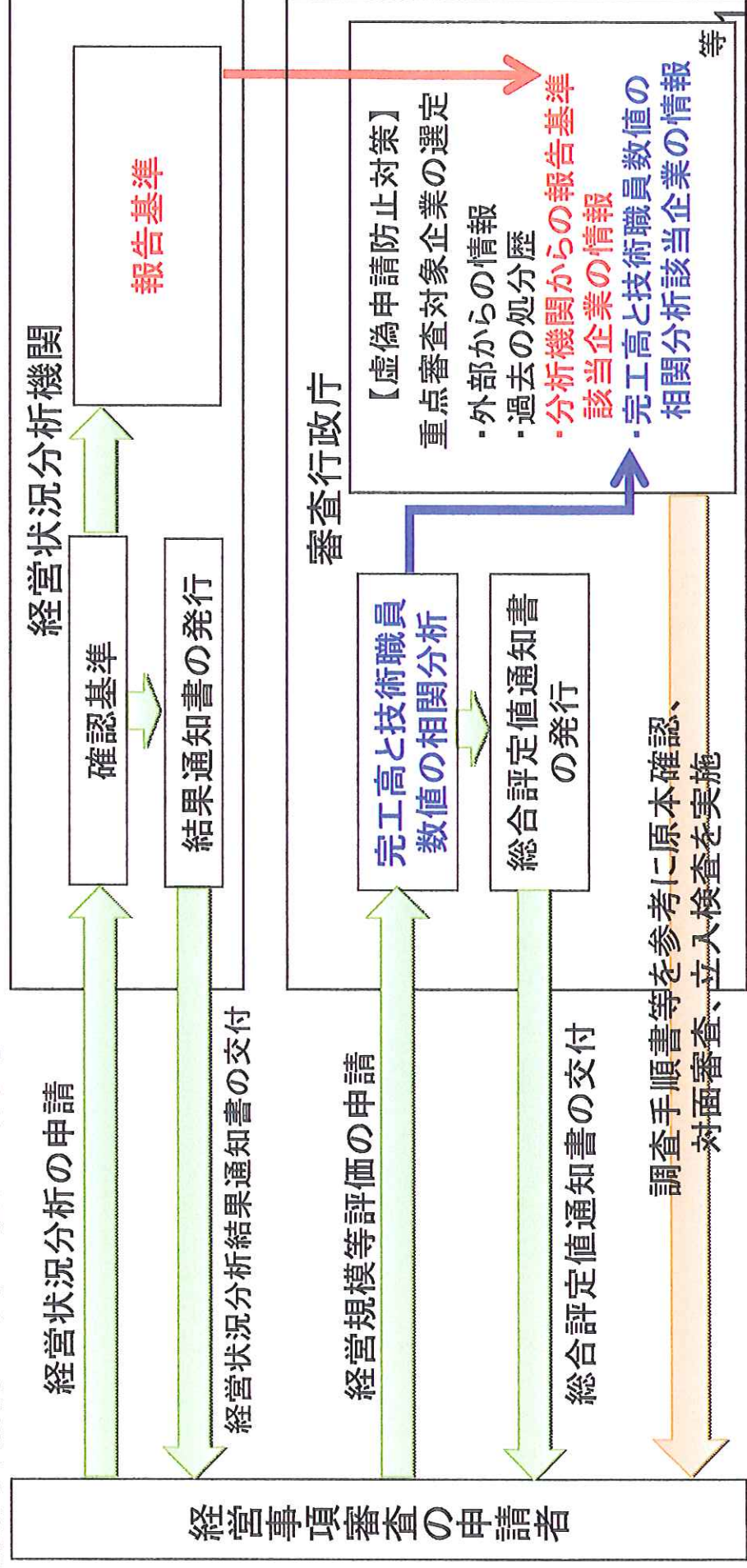


新たな虚偽申請防止対策の流れ

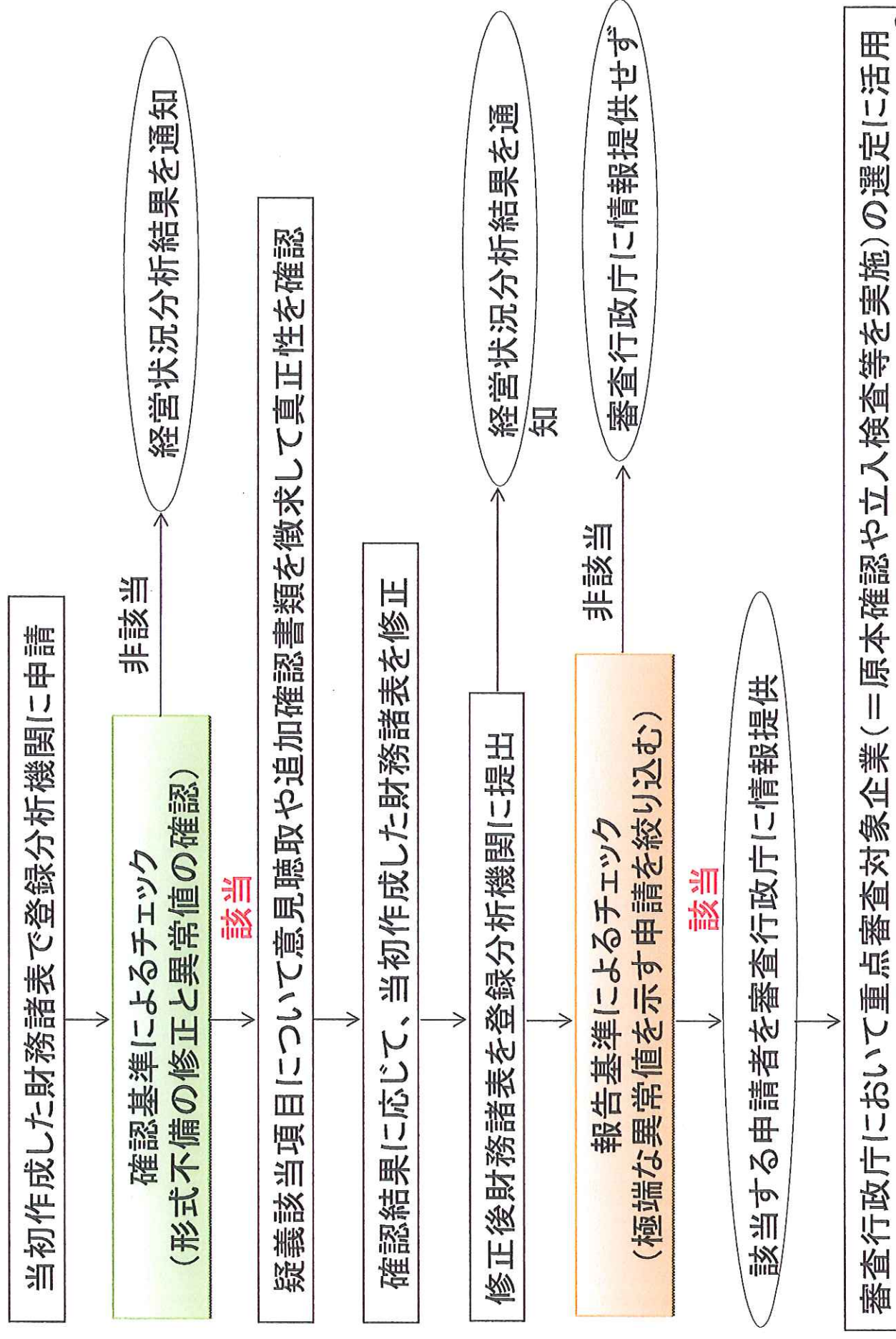
1. 経営状況分析機関が行う異常値確認のための基準を見直すとともに、一定の基準に該当する申請については直接審査行政庁に情報提供する仕組みを創設
2. 審査行政庁が行う完工高と技術者数値の異常値検出の相関分析を見直し・強化
3. 審査行政庁と経営状況分析機関の連携を強化し、虚偽申請の疑いのある業者に対しては重点審査(証拠書類の追加徴収・原本確認、対面審査、立入等)を実施

→平成23年1月1日以降の申請に係るものから上記の取組を実施

【虚偽申請防止対策の強化の概要】



新たな疑義項目チェックの流れ



3-2 財務諸表（法人・個人）を作成するときの主な注意点

税務申告の決算書（個人の場合は、青色申告書、収支内訳書）から財務諸表を作成するときの主な注意点をまとめてみました。

1. 様式と記載要領

財務諸表の様式は、建設業法施行規則において様式（別記様式第15号から第19号）が定められています。

また、財務諸表には同様式に「記載要領」が掲載され、財務諸表に計上する勘定科目についても、「建設業法施行規則別記様式第15号及び第16号の国土交通大臣の定める勘定科目の分類を定める件」（最終改正平成22年2月3日国土交通省告示第55号）に定められていますので、税務申告の決算書等から転記する場合は、同基準に照らして勘定科目を組み替えて財務諸表を作成する必要があります。

2. 金額単位

金額は千円単位です。ただし、会社法上の大会社は、百万円単位で記載することができます。千円又は百万円未満の端数処理の関係上、それぞれの合計と合計欄の数値は一致しない場合があります。

なお、端数処理の方法（例えば、「千円未満切り捨て」等）を定めている行政庁がありますので注意が必要です。

3. 主な注意点

- ① 財務諸表様式において一部が「・・・」で表示されている勘定科目については、該当する勘定科目を表示します。（例：「・・・引当金」「・・・準備金」等）
- ② 経営状況分析に用いられる損益に係る数値は、その計算期間が12ヶ月とされています。したがって、審査対象の各事業年度に決算期間が12ヶ月に満たない年度がある場合には、12ヶ月に換算した財務諸表を作成します。ただし、設立後12ヶ月に満たない場合は除きます。
- ③ 計算書類間の金額の一致
 - (1) 法人の場合
 - 貸借対照表及び株主資本等変動計算書における「純資産合計」、損益計算書の「当期純利益（当期純損失）」及び株主資本等変動計算書における「当期純利益」の額は一致します。
 - 損益計算書及び完成工事原価報告書における「完成工事原価」の額は一致します（兼業事業売上原価報告書の「兼業事業売上原価」も同様）。
 - 前年度の株主資本等変動計算書における「純資産合計」の当期末残高と、当年度の株主資本等変動計算書における「純資産合計」の前期末残高の額は一致します。
 - (2) 個人の場合
 - 貸借対照表及び損益計算書における「事業主利益（事業主損失）」の額は一致します。
 - 損益計算書及び兼業事業売上原価報告書における「兼業事業売上原価」の額は一致します（兼業事業売上原価がある場合のみ）。
 - 前年度の貸借対照表における「純資産合計」の額と、当年度の貸借対照表における「期首資本金」の額は一致します。

④ 負の数値

- (1) 貸借対照表は、原則として負（△）の数値が計上されることはありません（「貸倒引当金」を除く）。
- (2) 損益計算書は、原則として損失を表す項目、「法人税等調整額」及び「法人税、住民税及び事業税」を除いて、負の数値が計上されることはありません。

⑤ 消費税及び地方消費税に相当する額の会計処理の方法

経営状況分析申請書に添付する財務諸表の消費税等の会計処理の方法については、「税抜方式」とされています。法人においては注記表、個人においては貸借対照表の記載要領に消費税等の会計処理方法を記載します。

なお、消費税免税事業者については、消費税が発生しないので売上及び仕入に関する経理処理は税込価格で処理することになります。

⑥ 「仮払税金」「仮払法人税」

「仮払税金」「仮払法人税」の科目をもって、中間又は予定申告による納付額を決算期末までに一時的に支出した金額を処理する場合もあります。しかし、これらの勘定科目は決算時に「法人税、住民税及び事業税」等の納付税額を表す勘定科目に振り替えるべきものです。

なお、未収還付法人税等などは「仮払税金」等ではなく、「未収還付法人税等」の勘定科目で流動資産に計上します。

⑦ 「仮払消費税」及び「仮受消費税」

消費税等の会計処理の方法について税抜方式を採用した場合に「仮払消費税」及び「仮受消費税」が発生しますが、これらの勘定科目は決算時に相殺して、差額を「未払消費税」又は「未収消費税」として貸借対照表に計上します。

⑧ 「受取手形」「完成工事未収入金」等の営業債権

営業債権のうち、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で、決算期後1年以内に弁済をうけられないことが明らかなものは、正常営業循環基準から外れた債権であるため、流動資産の部に計上することは妥当ではありません。したがって、これらの債権が流動資産の部に計上されている場合は回収時期を確認する必要があります。